

狂犬病予防注射のお知らせ

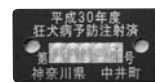
犬の登録・狂犬病予防接種は飼い主の義務です

生後91日以上の子犬は、年に1回（4月から6月までに）動物病院か町の集合注射で、狂犬病予防注射を受けることが狂犬病予防法により義務付けられています。

また、注射済の犬に発行される犬標識シールは玄関などの見やすいところに貼り、注射済票は犬の首輪に着けましょう。

※動物病院で注射を受ける場合の費用は、直接動物病院へご確認ください。

◆犬標識◆ ◆注射済票◆



狂犬病予防接種は狂犬病から人の命を守るため、すべての犬の飼主に義務付けられています。年一回、狂犬病予防注射の接種をしましょう。現在日本では、犬などを含めて狂犬病の発生はありません。しかし、狂犬病は日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、日本は常に侵入の脅威にさらされていることから、万一の侵入に備えた対策が重要となっています。

◎ 狂犬病予防集合注射日程表 ◎

日	時間	会場
5/10 (木)	9:00~9:30	下井ノ口自治会館
	9:45~10:30	井ノ口上会館
	10:45~11:30	井ノ口小学校駐車場 (雨天の場合は体育館)
5/11 (金)	9:00~9:45	境コミュニティセンター
	10:00~10:45	中村下会館
	11:00~11:30	保健福祉センター駐車場

【持ち物】 ①注射代3,600円 ②愛犬手帳 ③案内ハガキ ④登録する場合は3,000円
※案内ハガキは4月末に発送しています。



愛犬を会場へ連れてくる際は、必ず、リードでつないでお越してください！

◆愛犬手帳◆



下記のところに連絡してください。犬を保護している場合があります。迷い犬を見かけた場合も同様です。最終的には動物保護センターに集められますので、必ず動物保護センターにお問い合わせください。

動物保護センター
☎0463(58)3411
松田警察署 ☎(82)0110
環境上下水道課☎(81)3903

犬がいなくなったら

人間の住民基本台帳と同じように、犬も台帳に登録して管理をしています。犬の所在地や飼い主などを変更した時や、犬が死んでしまった場合には手続きが必要となりますので、環境上下水道課までお越しください。また、引っ越しをする時は、鑑札と愛犬手帳を持って、新住所地の市役所・役場へ届け出てください。

登録内容に変更があったら

生後91日以上の子犬は登録が必要です。犬を飼いだめた日から30日以内に、環境上下水道課で登録申請を行い、「愛犬手帳」と「犬の鑑札」の交付を受けてください。環境上下水道課窓口以外では、集合注射の際にも登録することができます。
※登録料として3,000円がかかります。

犬を飼ったら登録しましょう